

新旧対照表

改正後	改正前
第1条（略） （用語の定義） 第2条 この審査基準の用語の意義は、法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号、以下「府令」という。）及び条例の定めるところによる。ただし、本審査基準において、利用支給認定子どもとは、平成26年度以前の利用乳幼児も含むものとする。 （利用定員） 第3条 利用定員は法第19条第1項各号ごと及び歳児ごとに定めるものとする。 2 利用定員は、保育標準時間及び保育短時間ごとには定めないものとする 3 幼保連携型認定こども園については、法第19条第1項第2号（以下、「第2号」という。）の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。 4 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）については、法第19条第1項第1号（以下、「第1号」という。）及び第2号の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。 5 幼稚園については、第1号の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。 6 保育所については、第2号又は法第19条第1項第3号（以下、「第3号」という。）の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。 7 利用定員を定めない（利用定員が0人である）歳児については、<u>入所の対象とはならない。</u> 8 地域型保育事業については、法第19条第1項第3号の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。	第1条（略） （用語の定義） 第2条 この審査基準の用語の意義は、法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号、以下「府令」という。）及び条例の定めるところによる。ただし、本審査基準において、利用支給認定子どもとは、平成26年度以前の利用乳幼児も含むものとする。 (削除) （利用定員） 第3条 利用定員は法第19条第1項各号ごと及び歳児ごとに定めるものとする。 2 利用定員は、保育標準時間及び保育短時間ごとには定めないものとする 3 幼保連携型認定こども園については、法第19条第1項第2号（以下、「第2号」という。）の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。 4 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）については、法第19条第1項第1号（以下、「第1号」という。）及び第2号の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。 5 幼稚園については、第1号の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。 6 保育所については、第2号又は法第19条第1項第3号（以下、「第3号」という。）の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。 7 利用定員を定めない（利用定員が0人である）歳児については、<u>入所させることはできない。</u> 8 地域型保育事業については、法第19条第1項第3号の子どもの利用定員を必ず定めるものとする。

(特定教育・保育施設の利用定員の変更)

第4条 法第31条第1項の規定により本市が定める特定教育・保育施設の利用定員は、当該施設の認可等において定めた定員（以下、「認可定員」という。）と同数とすることを基本としつつ、認可定員を上限として、開所日の利用見込みの教育・保育給付認定子ども数以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、保育所又は幼稚園から認定こども園へ移行する場合及び経営を譲渡されたことにより新たに確認する場合は、移行又は譲渡前の施設の利用定員と同数とすることを可とする。

ただし、移行又は譲渡前の施設が確認の前日において「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（こ成保306・8文科初第172号）の別紙1～4のV. 1.（1）に規定されている調整の適用を受ける施設に該当する場合は、この限りでない。

3 認可定員を超過して園児を受け入れている幼稚園の利用定員については、平成26年10月17日付け内閣府事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」に基づき定める数とする。

(特定教育・保育施設の利用定員の変更)

第5条 法第32条第1項及び法第35条第2項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を変更するときの利用定員は、認可定員を上限として、変更時の利用見込みの教育・保育給付認定子ども数以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、「大阪市1歳児受入枠拡大促進交付金交付要綱」第5条第1号に基づき変更する利用定員数及び、それに付随して変更するその他の歳児利用定員数については、当該利用定員変更の申請をおこなう年度に属する4月1日時点で利用する教育・保育給付認定子ども数以上とする。

(特定地域型保育事業所の利用定員の設定)

第6条 法第43条第1項の規定により本市が定める特

(特定教育・保育施設の利用定員の設定)

第4条 法第31条第1項の規定により本市が定める特定教育・保育施設の利用定員は、当該施設の認可等において定めた定員（以下、「認可定員」という。）と同数とすることを基本としつつ、認可定員を上限として、開所日の利用見込支給認定子ども数以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、保育所又は幼稚園から認定こども園へ移行する場合及び経営を譲渡されたことにより新たに確認する場合は、移行又は譲渡前の施設の利用定員と同数とすることを可とする。

ただし、移行又は譲渡前の施設が確認の前日において「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）の別紙1～4のV. 1.（1）に規定されている調整の適用を受ける施設に該当する場合は、この限りでない。

3 認可定員を超過して園児を受け入れている幼稚園の利用定員については、平成26年10月17日付け内閣府事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」に基づき定める数とする。

(特定教育・保育施設の利用定員の変更)

第5条 法第32条第1項及び法第35条第2項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を変更するときの利用定員は、認可定員を上限として、変更時の利用見込支給認定子ども数以上とする。

(追加)

(特定地域型保育事業所の利用定員の設定)

第6条 法第43条第1項の規定により本市が定める特

定地域型保育事業所の利用定員は、当該事業所の認可定員と同数とすることを基本としつつ、認可定員を上限として、開所日の<u>利用見込みの教育・保育給付認定子ども数以上とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、経営を譲渡されたことにより新たに確認する場合は、譲渡前の事業所の利用定員と同数とすることを可とする。 ただし、譲渡前の事業所が「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(<u>こ成保 306・8 文科初第 172 号</u>) の別紙 6 ～ 9 の V. 1. (1) に規定する調整の適用を受ける事業所に該当する場合は、この限りでない。 (特定地域型保育事業所の利用定員の変更) 第 7 条 法第 44 条及び法第 47 条第 2 項の規定に基づき特定地域型保育事業所の確認を変更するときの利用定員は、認可定員を上限として、変更時の<u>利用見込みの教育・保育給付認定子ども数以上とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、「<u>大阪市 1 歳児受入枠拡大促進交付金交付要綱</u>」第 5 条第 1 号に基づき変更する利用定員数及び、それに付随して変更するその他の歳児利用定員数については、当該利用定員変更の申請をおこなう年度に属する 4 月 1 日時点で利用する<u>教育・保育給付認定子ども数以上とする。</u> 第 8 条 (略) 附則 1 この審査基準は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。 附則 1 この審査基準は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。 附則 1 この審査基準は、令和 5 年 3 月 3 日より施行する。 附則 1 この審査基準は、令和 8 年 月 日より施行する。	定地域型保育事業所の利用定員は、当該事業所の認可定員と同数とすることを基本としつつ、認可定員を上限として、開所日の利用見込支給認定子ども数以上とする。 2 前項の規定にかかわらず、経営を譲渡されたことにより新たに確認する場合は、譲渡前の事業所の利用定員と同数とすることを可とする。 ただし、譲渡前の事業所が「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(<u>府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号</u>) の別紙 6 ～ 8 の V. 1. (1) に規定する調整の適用を受ける事業所に該当する場合は、この限りでない。 (特定地域型保育事業所の利用定員の変更) 第 7 条 法第 44 条及び法第 47 条第 2 項の規定に基づき特定地域型保育事業所の確認を変更するときの利用定員は、認可定員を上限として、変更時の<u>利用見込支給認定子ども数以上とする。</u> (追加) 第 8 条 (略) 附則 1 この審査基準は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。 附則 1 この審査基準は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。 附則 1 この審査基準は、令和 5 年 3 月 3 日より施行する。
---	--